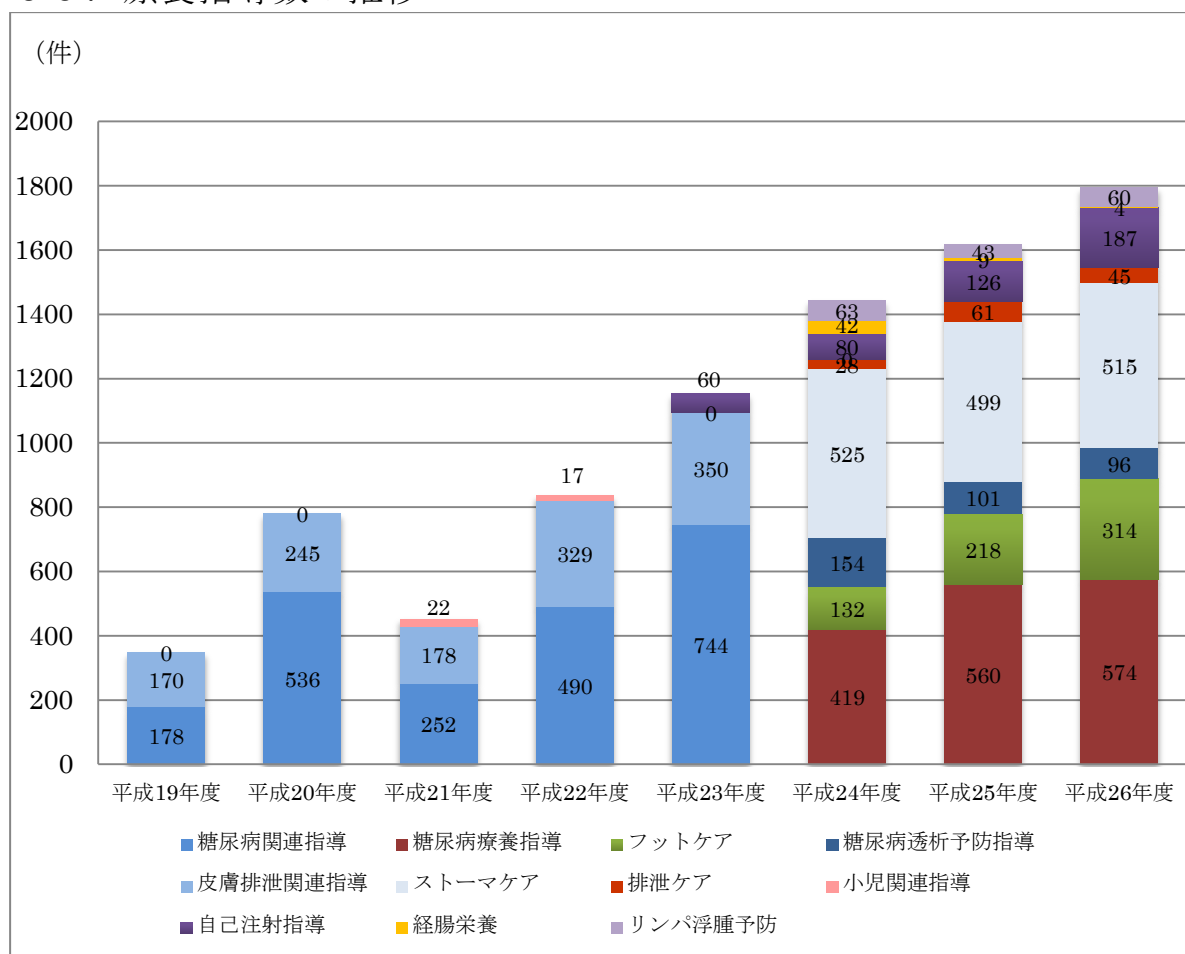


6 9. 療養指導数の推移



従来から在宅療養指導が行われている公衆衛生看護科において、在宅療養指導料の算定件数の推移を示した。

平成24年度から、疾患を持ちながら在宅で生活する患者や家族が安心して療養できるよう支援することを目的として看護外来をスタートした。それに伴い、従来の糖尿病関連指導を「糖尿病療養指導」「フットケア」「糖尿病透析予防指導」に、さらに皮膚・排泄ケア関連指導を「ストーマケア」「排泄ケア」に細分化した。また、新たに「経腸栄養外来」「リンパ浮腫予防外来」を新設した。平成23年度から開設している「在宅自己注射指導」と合わせた看護外来数は8つである。公衆衛生看護科に所属する専門・認定看護師やNST専門療法士だけでなく、糖尿病療養指導士、管理栄養士、医師などの多職種と連携し、その支援内容の充実を図り、継続看護を実践している。積極的に診療報酬を算定していくことが患者へのサービスおよび病院経営の双方においても必要である。